

議員（中野 一郎）

おはようございます。7番 中野一郎でございます。よろしくお願いします。

始める前にちょっと画像のチェックをさせてもらってから始めたいと思います。お待たせしました。

次の3点について質問いたします。まず1点目が犯罪のないまちづくりについて、2番目が本町のデジタル化の推進について、3番目が成年後見制度の利用促進について。以上3点でございます。

まず、1番目の犯罪のないまちづくりについてです。香川県の刑法犯の犯罪遭遇率は、令和7年度全国12位で160人に1件という結果になっています。前年の11位、165人に1件からほとんど変動はございませんが、県内の犯罪種別ランキング中で最も遭遇率が高いのは放火（前年21位）と殺人（前年35位）でどちらも令和7年度全国2位と高くなっています。また、特殊詐欺の犯罪遭遇率も、前年の10位に対して、令和7年度は6位と、引き続き高い水準で推移しています。近年、特殊詐欺の手口が巧妙化しており、認知件数も増加しているため注意が必要です。一方、ひったくりについても23位から12位と高くなっています。香川県内で発生した刑法犯認知件数をランキング別で確認すると、最も低いのは直島町で認知件数は10件でした。刑法犯罪遭遇率ランキングの低い順でみると、小豆島町が1位で、一番低いわけですね。422.07人に1件。多度津町は204.74人に1人で7位でした。治安の良いエリアのトップ3。これは、刑法犯罪遭遇率の低い順で小豆島町、まんのう町、直島町の順です。治安の悪いエリアのトップ3は、宇多津町が101.63人に1件で1位、次いで綾川町、丸亀市の順です。最後に、香川県全体の治安図を見てみますと、赤い色が濃いところが治安の悪いところです。赤色が一番悪く、宇多津町、丸亀市、綾川町。次がオレンジ色で、高松市、坂出市、善通寺市、三豊市。次が山吹色で、東かがわ市、三木町、観音寺市。次がうぐいす色で、土庄町、さぬき市、多度津町、琴平町。一番低いのが空色で、直島町、小豆島町、まんのう町です。このような結果になっています。令和7年度。

以前、豊原駐在所長が次のようなことを言われていました。「犯罪者は人間関係が希薄な地域を好み、一番嫌がるのは地域の連帯と信頼感の強い地域が嫌がられる。そして、見通し良く整備された夜間も明るい地域は、犯罪は行われにくくなる。」ということで、次の5点について伺います。

本町の防犯灯の数についてです。3月定例会の総務教育常任委員会でも質問しております。防犯灯のLED補助の時に、各自治会の防犯灯設置数のアンケートを実施している旨の回答がありましたが、本町の各自治会の防犯灯の設置

数については正確に把握していなければならないと思うので、現状と最終調査までの進め方についてお伺いいたします。

総務課長（松浦 久美子）

中野議員の「本町の各自治会への防犯灯数の調査の現状と今後の進め方について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

自治会が設置している防犯灯の設置数については、設置及び管理の主体が各自治会であることから、全体を網羅した数値は把握できていませんでした。このため、令和8年3月中旬に各自治会に対しアンケート調査を実施し、設置数や更新予定の把握を進めているところでございます。6月1日時点において、119自治会のうち74自治会から回答を得ており、設置数1,077灯、うち蛍光灯が496灯、LED灯が581灯となっております。今後の進め方につきましては、アンケートの提出状況を確認し、未提出の自治会に対しては改めて提出を促し、できる限り正確な実態把握に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、挨拶による防犯効果についてお伺いします。

美化活動や防犯パトロールについては、集団で取り組むために時間や曜日の割り振りなど、事前の取り決めなども必要ですし、パトロールの衣装などを揃えるとなると費用もかかってしまいます。挨拶には、近所や地域の住民との相互認知やコミュニケーションの機会をつくるなど、人と人との繋がりを深める効果が期待できます。周囲と繋がることによって、自然と地域コミュニティが形成され、地域外の者に対するチェック機能が働くようになるのです。そして、このチェック機能こそが空き巣などの犯罪抑止に効果を発揮します。犯罪を行おうとする不審者は必ず事前に現場を下見します。警視庁の「住まいる110番」によれば、この下見の時に犯行を諦める理由で多いのが「近所の人に声をかけられた。ジロジロ見られたりした」なのです。

そこで、本町でのあいさつ運動についてお伺いします。

総務課長（松浦 久美子）

中野議員の「本町のあいさつ運動について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

挨拶につきましては、議員のおっしゃるとおり、地域における相互認知やコミュニケーションの機会を生み、人と人との繋がりを深めるものであり、その結果として地域コミュニティの形成や見守り機能の向上に繋がることで、防犯上も一定の効果が期待されるものと認知しております。また、見慣れない者に対する声かけ等が自然に行われる環境は、不審者に心理的な抑止力を与え、犯罪の防止に繋がる側面があるものと考えています。

本町においては、挨拶そのものを施策として実施している事業はありませんが、各地域において、堀江自治会パトロール隊や豊原地区ながら見守り隊、白方地区えがおの会子どもを守る会、多小さくらっ子見守り隊が挨拶を通して見守り活動を実施しています。これらの取組は、地域の繋がりを強化するための一環として重要な役割を担っていると認識しております。

今後も、地域における日常的な声掛けや挨拶が、防犯力の向上に資する重要な要素であるとの認識のもと、警察や防犯協会、各自主防犯パトロール隊等と連携しながら、挨拶や声かけが自然に広がる環境づくりを推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今もご回答いただいたんですけれどもパトロールについてですが、ながら見守り活動等の本町のパトロール活動についてお伺いします。

総務課長（松浦 久美子）

中野議員の「ながら見守り活動等のパトロール活動について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁と重なりますが、現在、堀江自治会パトロール隊や豊原地区ながら見守り隊、白方地区えがおの会子どもを守る会、多小さくらっ子見守り隊が本町の自主防犯パトロール隊として、子どもの登下校時の見守りを行っております。その見守りに際しては、犬の散歩をしながら、花の水やりをしながら、また、農作業をしながら見守るなど地域に根ざした取組も行われているところでございます。また、町におきましても、児童の下校時間に合わせたパトロールを5月から始めております。

なお、不審者と思われる方を見かけた際には、速やかに警察へ情報提供していただくことが重要であり、本町といたしましても、警察等の関係機関と連携しながら、必要な対応に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、防犯キャンペーンについてです。

近年、特殊詐欺の手口はますます巧妙化し、高齢者を中心に深刻な被害が全国的に後を絶たない状況にあります。本町においても、住民の安全・安心な生活を守る観点から、被害防止の重要性は一層高まっています。そのような中、本町ではイオン多度津ショッピングセンター等において、多度津高校の生徒や丸亀警察署、多度津地域安全推進委員と連携した被害防止キャンペーンを実施しています。若い世代を含めた地域ぐるみの取組みとして意義のあることと思います。そこで、このキャンペーンの今後の取組の進め方についてお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の「防犯キャンペーンの今後の取組の進め方について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町におきましては、特殊詐欺被害の未然防止を図るため、多度津高校の生徒や丸亀警察署、地域安全推進委員の皆様方の協力を得て、啓発キャンペーンを実施しております。高校生の協力を得た取組は令和6年度から開始したものであり、令和7年度におきましては、企業の協力も得ながら実施するなど、関係機関と連携をし、取組の充実に努めてきたところであります。当該キャンペーンにつきましては、不特定多数の来訪者に対し、直接呼びかけを行うことで、防犯意識の向上や注意喚起に資するものであり、議員のおっしゃるとおり、若い世代を含めた地域ぐるみの取組として意義のあるものと認識をしております。また、丸亀警察署管内の市町担当者が毎月、丸亀警察署において防犯などについて情報交換を行っています。

今後も、これまでの取組を踏まえ、警察署や関係団体と連携しながら、より効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後に、この質問の最後ですが、香川県警察安全・安心アプリの「ヨイチポリス」の普及について伺います。

「ヨイチポリス」は香川県警が開発したアプリで、これを広め、みんながダウンロードすることにより、香川県の犯罪、香川県だけでなく多度津町だったら多度津町にフォーカスして見ることもできるのですけれど、不審者、交通事故の発生状況、これは発生場所とか事故状況が分かり、日常の防犯活動に非常にプラスになります。そこで、これをもっと広めたら良いと思いますが、お考えをお伺いします。

総務課長（松浦 久美子）

中野議員の「香川県警察安全・安心アプリの『ヨイチポリス』の普及について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、香川県警察安全・安心アプリ「ヨイチポリス」は、県内の犯罪発生情報や不審者情報、交通事故の発生状況をリアルタイムで把握できる極めて有効なツールであると認識しております。本アプリの普及は、住民一人ひとりの防犯意識を高めるだけではなく、地域全体の抑止力を強化し、「安全・安心なまちづくり」を推進する上で大きな意義を持つものであり、広報たどつ等においても、紹介記事やダウンロード用の二次元コードを掲載することについて関係機関と調整してまいります。今後とも、香川県警察と緊密に連携し、「ヨイチポリス」の普及に努めてまいります。以上、答

弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例があるのですが、この第二条、基本理念には「安全・安心まちづくりは、自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が必要である」という基本的認識の下に推進されなければならない」と記載されています。つまり、犯罪のないまちづくりには、行政頼りではなく、自分たちの安全、安心は自分たちで守る住民の精神が必要であるとうたわれているのです。そのことも、住民に十分理解してもらい、私たちも議員として住民の1人として協力していきますので、多度津町を犯罪のないまちにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2番目の質問、本町のデジタル化の推進について伺います。

政府は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をビジョンとして、自治体DX、デジタル・トランスフォーメーションを推進しています。自治体DXは、急速な人口減少や職員不足という課題に対して、持続可能な行政サービスの提供とデジタル技術やデータ活用による業務見直しが求められています。政府は2020年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、このビジョンを掲げました。2022年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、このビジョンが改めて位置づけられています。

地方からデジタル化を進め、地方と国の差を縮めるという方針を受け、DX推進の町の司令塔としてデジタル推進係を設け、全庁一体で整合性を持って推進し、利便性の向上と効率化を図り、「書かない」「待たない」「行かなくていい」自治体を目指さなければならないとされています。ただ、多度津町の場合は面積が小さい、コンパクトな町ですので、住民サービスの観点からこの部分は当てはまらないかもしれませんが、それなので、町独自の施策っていうのが求められていることだと思います。

そして、令和8年この4月からデジタル推進係が新たに設置されました。デジタル推進係の職務は7つあり、DXの推進に関すること、以下全部で7つの項目がうたわれていますが、ここでは説明は省略しています。そして今回の質問は、情報システムの標準化については外しています。これはもう標準化で定められたことについて適切に行っていただければいいので、この質問を外しています。それ以外のDXについての質問で、5点ほど質問させていただきます。

まず1点目、コンビニ交付サービスについてです。平成31年4月1日よりマイナンバーカードを利用することで、全国のコンビニエンスストア等で証明

書を取得できるサービスが開始されました。住民票とか印鑑証明書とかいろんな証明書が交付されているわけなんですけれど、本町のコンビニ交付の全体に占める割合と、他の市町との比較、今後の進め方について伺います。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の「本町のコンビニ交付の全体に占める利用割合と、近隣市町との比較及び今後の進め方について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

まず、本町のコンビニ交付の利用割合についてですが、その算出式は、分母を住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍関係証明書などコンビニ交付の対象となる証明書の有料交付枚数、分子をコンビニ交付により交付した枚数としています。その算出式から求められた比率につきましては、令和5年度が15.9%、令和6年度が19.0%、令和7年度が22.4%となっており、コンビニ交付の利用割合は年々増加傾向にあります。

次に、近隣市町の状況につきましては、複数の自治体に照会を行ったところ、回答のあった自治体のコンビニ交付の割合は、低い自治体で約12%、高い自治体で約40%となっています。各自治体の規模やマイナンバーカードの保有状況などに違いがあるため、単純に比較することは難しい面もありますが、本町の利用割合は、回答のあった自治体の中では、中位程度に位置しているものと考えております。

最後に、コンビニ交付を普及させるための今後の進め方につきましては、窓口での交付を必要とされる方への対応を引き続き維持しながら、利便性の高い取得方法であるコンビニ交付をより多くの方に活用していただけるよう、広報誌やホームページへの掲載に加え、マイナンバーカードの交付や更新手続で来庁された方へのチラシ配布などを通じて、取得できる証明書の種類、利用可能時間、利用方法などを分かりやすくお知らせしてまいります。これらの取組により、コンビニ交付の更なる利用促進を図り、住民サービスの向上と行政事務の効率化に取り組んでいきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、テレワークの推進について伺います。

柔軟な働き方を実現するための環境整備、つまりテレワークの推進についてどう考えるか伺います。

町長公室長（吉田 拓也）

中野議員の「テレワークの推進について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延をきっかけとして、民間企業や規模の大き

な自治体を中心に導入が進んできたテレワークですが、現在も働き方改革やDX推進の一環として、引き続き多くの自治体でその推進が図られております。本町においても、一部ではありますが、現状、テレワークを実施可能な環境が既に整備できており、地方公共団体情報システム機構が提供するシステムを利用することによって、テレワーク専用の端末に自席のパソコン画面を仮想的に表示することができ、共有データの編集などが可能となっております。当該仮想環境においては、主にセキュリティ上の理由から、印刷や外部データの持ち込み、内部データの持ち出しなど一部制限はあるものの、技術的には庁舎から離れた場所でもパソコンを用いた業務が行える仕組みを有しております。

なお、テレワーク導入の利点としては、職員が外出先や出張先でも業務をよりスムーズに行えるようになること、育児・介護と仕事との両立を実現しやすくなることなどが挙げられます。一方で、マイナンバーをはじめとして個人情報取り扱いなどのセキュリティの観点や、多様な職種を有する行政事務の特性上、テレワーク時の業務管理が難しい点、加えて、特に本町のような規模の自治体においては、導入できる部署が限定的であったり担当業務によって勤務環境に大きな差が生じたりするなどの課題があり、本格的な導入には十分な検討が必要であると考えております。

今後も、住民サービスの維持・向上を前提として、本町の特長なども踏まえつつ、業務の効率化や職員のワークライフバランスの更なる向上が図られるよう、引き続き、テレワークをはじめ柔軟な働き方に資する環境整備について調査研究を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、行政手続のオンライン化についてお伺いします。

町民のマイナンバーカードを用いた申請、マイナポータルからのオンライン手続きを可能にするなどの施策についてお伺いします。

町長公室長（吉田 拓也）

中野議員の「行政手続のオンライン化について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町においては、現在、住民票の異動や子育て及び介護関連など、暮らしに直接関わるものを中心として、合計38の手続がマイナポータルからオンラインで行うことが可能となっております。具体例としては、転出の届出や転入・転居の予約、児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、要介護・要支援認定の申請、各種選挙における不在者投票の申請などがあります。さらに、マイナポータルを利用せずにオンラインで行える手続として、文化・スポーツ施設の利用予約など5つのものがあります。

現在、各行政手続を行う際に必要な押印の見直しなども段階的に進めておりますが、今後も住民の皆様の利便性の向上や業務の効率化を目指し、現時点でオンライン化できていない手続に関しては、個々の手続の性質、住民ニーズ、費用面及び優先順位などについて、庁内でしっかりと検証を行いながら適切に推進していきます。併せて、既にオンライン化されている手続については、それぞれの所管課と協力して周知啓発にも取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、キャッシュレス決済の推進についてお伺いします。キャッシュレス決済について、今後どのように進めていくかお伺いします。

会計管理者（村井 崇一）

中野議員の「キャッシュレス決済の推進について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町では、住民の皆様の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済について段階的に取り組んでおります。現在、住民税・固定資産税・国民健康保険税及び軽自動車税の4税目については、地方税統一QRシステムのQRコードを納付書に印字しており、スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス決済が可能となっております。また、令和9年4月1日からは、使用料や手数料等の公金についても納付書にQRコードが印字され、スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス決済が可能となる予定です。

一方で、納付書のQRコード決済は、納付確認までに数日を要することから、即座に納付確認が必要となる証明書発行等の窓口業務には適しておりません。そのため、窓口でのキャッシュレス決済を実施するためには、即座に納付確認を行うことができる専用のキャッシュレス決済対応機器の導入が必要となります。窓口でのキャッシュレス決済の実施につきましては、決済手数料や機器導入経費、費用対効果に加え、他のデジタル化施策との優先順位などを総合的に勘案しながら、今後検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後ですけれども、デジタル人材の確保・育成についてです。デジタル人材の育成を今後どのように進めていくかお伺いします。

町長公室長（吉田 拓也）

中野議員の「デジタル人材の確保・育成について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

総務省が令和7年3月に策定し、令和8年1月に改訂した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、各自治体がDXを

推進するに当たっては推進体制を構築することが望ましいとされており、それに資する取組の一つとして、「デジタル人材の確保・育成」が挙げられています。本町としても、限られた人的資源の中で、将来にわたり質の高い住民サービスを提供し続けるためには、非常に重要な観点であると考えております。そのことを踏まえ、まず、デジタル人材の育成については、令和7年度において、生成AIの活用に係る庁内研修会の実施や丸亀市主催の研修会への参加、技術系職員を対象とした中讃広域圏内におけるDX研修会への参加など、今後も確実に進んでいくデジタル社会に対応できるよう取組を進めています。

さらに、今年度においては、中讃広域圏内の2市3町の職員を対象とした、「DXキャンプ」と称する合同合宿型研修が予定されており、本町からも当該研修に職員を派遣する予定としています。これは、令和6年8月9日に行った「中讃広域圏のDX推進のための協働宣言」に基づき、中讃広域行政事務組合を中心として広域的に実施するもので、自治体の枠を越えた連携や共通課題の共有、デジタル技術を用いた課題解決策の創出などが見込まれております。当該研修を通じて、参加職員のデジタル分野のスキルアップや意識醸成はもとより、当該職員が所属する部署、ひいては役場全体への波及効果についても期待をしております。

また、今後は最新のデジタル技術の動向や情報セキュリティなどの専門知識がより重要となってくることから、外部のデジタル人材についても検討していく必要があると考えております。そのため、先述の人材育成と併せて、中讃広域行政事務組合や県との連携を通じて知識を有する外部人材を活用したり、他の自治体が行っている効果的な人材確保の方法を参考にしたりすることで、必要なデジタル人材の確保についても検討をしていきます。

最後に、今年度から町長公室に新設された「デジタル推進係」では、従前から行っている庁内ネットワークの整備や情報システム全般の調達・管理、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に加えて、DXに関する全庁横断的な取り纏めを行っていくこととしており、併せて、その取り纏めた内容に基づきDXに関する計画を策定していく予定としております。今後はこのデジタル推進係を中心として、デジタルデバйд対策なども含め、本町にとって真に有益なデジタル施策とはどのようなものか、庁内で継続して検討を行っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

自治体DX、デジタル・トランスフォーメーションの優良事例とか先進事例について、私もいろいろよその県とか市町も見ましたが、それがそのまま多度津町に当てはまらないものもあるのじゃないかなと私は思います。今

後、多度津町として、住民により良いサービスを、先ほどもお話ありましたけれど、より良いサービスを提供していくため、どうしなければならないかを考えていながら、我々議会も協力していきますので、DX推進計画を立てていただいて、進めていただきますようによろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは最後の質問ですけれども、成年後見制度の利用促進についてです。これについては、丁寧なご答弁をいただく見込みでございますので、時間がちょっと足りないかも知れないので、私の提出原稿を端折らせてもらうところが1ページ分ぐらい出てきますから、これはご勘弁願います。

3番、成年後見制度の利用促進についてです。本町では、成年後見制度利用促進基本計画について、令和6年度から令和10年度を計画期間として策定しています。その次「現在、…」とずっと私がつらつら書いております。これは成年後見制度のことをいろいろ書いておりますが、答弁の時間が足りなくなったら困るので、この真ん中の辺りまでちょっと省略させていただきます。

そして、判断能力が十分でなく、一人では契約・選択、意思決定が困難になった住民が引き続き地域社会で生活し続けられるよう、老人福祉法等は、成年後見制度の市町村長申立てや、当該申立てをスムーズに行うための取組を市町村の福祉行政に求めています。そこで、平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」に基づいている多度津町の成年後見制度の利用促進について、次の7点をお伺いします。

まず、1点目。「成年後見支援センターたどつ」、これは社協の方にあるんですけれども、における相談件数内容について、過去5年ぐらいどうだったかということをお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「成年後見支援センターたどつにおける過去5年間の相談件数と内容について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

成年後見支援センターたどつでは、弁護士や司法書士、社会福祉士による成年後見制度や遺言書等の相談を月1回行っています。相談件数については、令和3年度が2件、令和4年度が15件、令和5年度が22件、令和6年度が15件、令和7年度が19件となっています。主な相談内容は、「成年後見制度の申立てについて」や「後見人等の候補者について」、「入院中の精神疾患のある方の金銭管理について」、「身寄りのない方の今後について」などでした。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、本町で成年後見制度を利用している人数についてお伺いします。ま

た、それを担っている人の職種についても併せてお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「本町で成年後見を利用している人数と、それを担っている人の職種について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

高松家庭裁判所からの報告によると、令和7年8月1日時点で町内の成年後見制度を利用している人数は、合計で52人とのことです。成年後見人には、司法書士、弁護士、社会福祉士等の専門職のほか、親族も選任されているとのこと。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、成年後見制度を利用する対象者の把握についてお伺いします。

認知症の方の数は年々増加する傾向にあります。本町の認知症の方の数とその傾向についてお伺いします。これは、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人数でお願いします。

高齢者保険課長（西山 政有紀）

中野議員の「本町の認知症の方の数と傾向について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

まず、「認知症高齢者の日常生活自立度」という判定基準は、認知症の方の日常生活における自立度を判定するためのものであり、ご質問の「Ⅱ」以上につきましては、日常生活に支障を来すような症状や意思疎通の困難さが見られ、「誰かが注意していれば自立できる」段階から「専門的な医療を必要とする」段階までを含む区分となっております。

人数といたしましては、令和7年度で658人となっており、これは介護認定を受けられている方の約57%を占めております。また、傾向といたしましては、年度により多少の増減はございますが、概ね60%前後で推移している状況でございます。ただし、現在は「自立」や日常生活に支障の少ない「Ⅰ」の状態であっても、加齢とともに身体機能や判断能力が緩やかに低下し、「Ⅱ」以上の状態に移行する方が一定数いらっしゃるかと推察されます。

そのため、現在「自立」や「Ⅰ」の段階にある方々に対し、各種制度やサービスについて早期から関心を持っていただくとともに、日々の生活の中で介護予防を意識して取り組んでいただくことが重要だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、本町の障がいのある方で、知的障害者、その他の精神障害のある方の人数をお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「障がいのある方で、知的障害者、その他精神障害のある方の

人数について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

5月末時点の障害者手帳の所持者数は、知的障害は212人、精神障害は234人です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、地域連携ネットワークでの「多度津地域サポートネットワーク連絡会議」には、どのような部会があり、メンバーとしてどのような方々が入られているかお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「地域連携ネットワークでの地域サポートネットワーク連絡会議には、どのような部会があり、メンバーとしてどのような方が入っているかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の「地域サポートネットワーク連絡会議」には、要保護児童対策部会、高齢者部会、障害者部会、成年後見制度利用促進対策部会の4つの専門部会があります。1つ目、要保護児童対策部会の構成機関等ですが、健康福祉課・教育総務課をはじめ、民生委員・児童委員協議会、医師会・歯科医師会、中讃保健福祉事務所、香川県警丸亀警察署、児童相談所です。2つ目、高齢者部会の構成機関等ですが、高齢者保険課及び地域包括支援センターです。3つ目、障害者部会の構成機関等は、健康福祉課のみですが、虐待の通報や届け出があった場合、ケースの対応緊急度により、指定相談支援事業所の相談支援専門員や法務監も構成機関等になり、対応します。最後に、成年後見制度利用促進対策部会の構成機関等ですが、健康福祉課・高齢者保険課をはじめ、多度津町社会福祉協議会、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、香川県社会福祉協議会です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、ご答弁ありました地域連携ネットワークでは、「協議会」の機能が必要になってきています。「多度津地域サポートネットワーク連絡会議」の機能・役割についてお伺いします。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「多度津町地域サポートネットワーク連絡会議の機能・役割について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

当該連絡会議は、福祉団体や保健団体、各行政機関等を通じた様々な相談を受け、連携により的確な状況把握を行い、専門的・継続的な対応を行うことで、高齢者、児童及び障害者等の福祉の促進を図ることを目的とした団体です。同団体では、社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員・児童委員などの法人・民間各種関係団体及び西部こども相談センター、警察署などの公的機関、健康福祉課・高齢者保険課などの委員による連絡会議を年1

回、開催しています。また、それぞれの組織が連携し、包括的で適切な支援に繋げ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するため、各部会の活動実績や活動計画の報告などを行っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後ですが、権利擁護とその手段の一つとしての成年後見制度の理解が、町民に浸透する必要があると思います。町民を対象にした広報とか啓発についての現状と課題や対策について伺います。

健康福祉課長（森 純子）

中野議員の「町民へ成年後見制度の理解を浸透させるための広報・啓発についての現状と課題や対策について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

令和6年3月に、5年間を計画期間とする「第2次多度津町成年後見制度利用促進計画」を策定しています。この計画を策定するに当たり行った町民アンケート調査の結果では、「当該制度の内容を知っている」と回答した人の割合は33.1%と、多いとは言えない状況でした。現在は、令和10年度に目標値としている浸透率45.0%達成を目指し、町広報誌や町ホームページ、パンフレット等で広く町民に周知しているところです。

今後も、権利擁護を必要とする方の権利を守り、意思に寄り添い、生活を支えるまちづくりに努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ありがとうございます。

この成年後見制度というのは非常に分かりにくい制度なのですが、令和8年1月、今年の1月に、成年後見制度に関して、法制審議会において、改正要綱案というのが取りまとめられました。これにより、成年後見制度を根本から見直す方向性が具体的に示されることになりました。まだ最終原案はできていないのですが、特にこの今回の見直しは、単なる制度の改善にとどまらず、一度始めたら辞められないとか、生活の全てを管理されていることとか、本人の意思が尊重されにくいといった、成年後見制度が長年抱えてきた構造的な問題そのものを抜本的に見直そうとする内容になっています。この成年後見制度は、終活や認知症の備えとしての選択肢です。今回の改正で、より利用されやすいものになると思いますので、改正の情報も早めに把握して、住民に分かりやすい周知をしていただきますようよろしくお願いします。以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。